資　金　の　概　要

|  |
| --- |
| 　賃 金 引 上 げ ・ 価 格 転 嫁 支 援 資 金 |
| 目　　的 | 原油価格や物価の高騰に加え、最低賃金引上げによるコストの上昇を背景に、中小企業者が賃上げ・価格転嫁等に円滑に取り組めるよう、資金を融通し経営の安定を図る。 |
|  |
| 融資対象 | 次の各号に掲げる要件を満たす中小企業者１ 　雇い入れ後６月を経過した労働者の最も低い時間当たりの賃金を３％以上引き上げること。なお、国の補助金の交付を受け、賃金の引上げに取り組む場合は、雇い入れ後６月を経過した労働者の３％以上の賃金の引上げとみなす。２　賃金の引上げの原資を確保するため、製品・サービスの価格転嫁に取り組むこと。 |
|  |
| 融資条件 |  |
|

|  |  |
| --- | --- |
| 資金使途 | 運転資金・設備資金 |
| 融資限度額 | ８０，０００千円 |
| 融資期間 | １０年（うち据置２年）以内 |
| 融資利率 | ５年以内　年１.７％（責任共有制度対象外：年１.５％）５年超　 年１.８％（責任共有制度対象外：年１.６％） |
| 保証料率 | すべて保証付き　年０.３４ ～ １．７６％ |
| 保 証 人 | 山口県信用保証協会の定めるところによる |
| 担 保 | 必要に応じて徴求 |

 |